

# 公的年金からの特別徴収について（令和8年度版）

【お問い合わせ先】 府中市市民部市民税課  
電話 042-335-4441

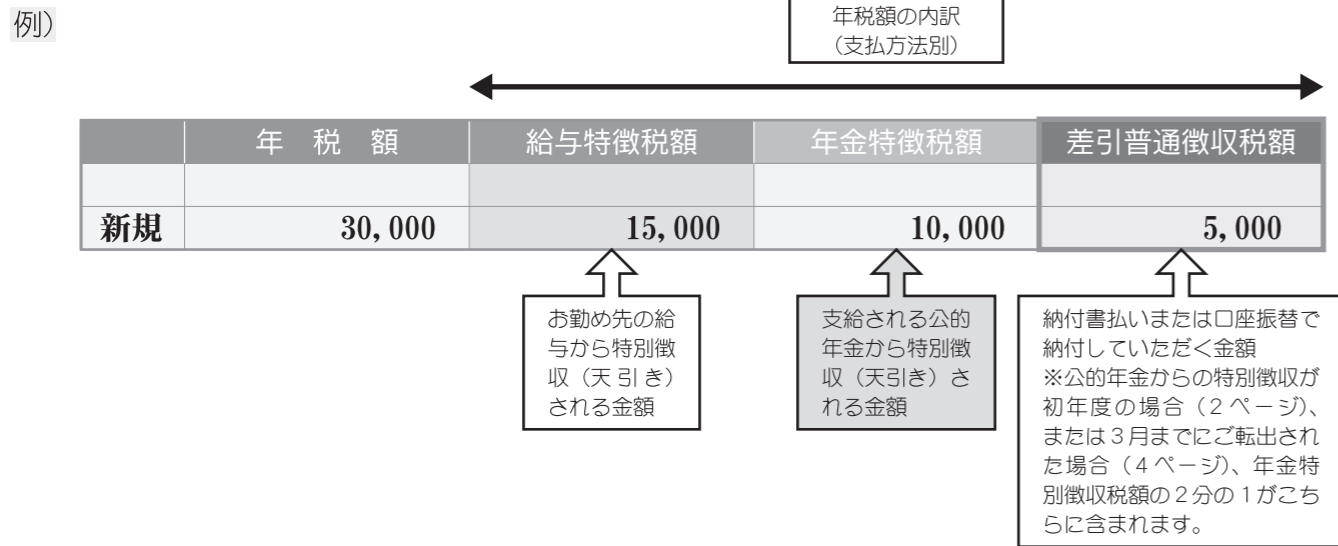
## 「公的年金からの特別徴収」とは・・・

公的年金等の所得に係る市民税・都民税・森林環境税を公的年金から天引きすることです。これは、徴収方法であり税額の算定方法ではありませんので、他の徴収方法と一年間に負担していただく税額に変わりありません。

また、市民税・都民税・森林環境税の公的年金からの特別徴収制度は、地方税法321条の7の2により全国的に定められているため、納税者の希望により徴収方法を選択することはできませんので、ご理解ください。

## 市民税・都民税・森林環境税の納付方法について

納税通知書の表面に記載されています。



公的年金から特別徴収される市民税・都民税・森林環境税は、公的年金等所得から計算された市民税・都民税・森林環境税のみとなります。前年中に給与など公的年金等以外の所得があった方は、その所得に係る市民税・都民税・森林環境税は、公的年金から特別徴収されず、普通徴収(納付書払いまたは口座振替)または給与からの特別徴収となります。このため、公的年金からの特別徴収がある方で、普通徴収や給与からの特別徴収がある場合でも、二重にお支払いいただいているものではありません。

## 徴収方法について

納税通知書に記載されている徴収方法の内訳について、ア～オの例を参考にご説明します。

## ア 初年度の方（令和8年度から公的年金から特別徴収される方）

公的年金からの特別徴収は10月から開始されるため、公的年金に係る税額の2分の1については普通徴収で納めていただきます。

<例1> 公的年金に係る市民税・都民税・森林環境税が12万円の場合

- 12万円のうち2分の1にあたる6万円が、普通徴収の第1期と第2期に振り分けられます。
- 残りの2分の1は、10月から翌年2月の年金支給時に特別徴収されます。

普通徴収

	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	令和8年6月30日	令和8年8月31日	令和8年11月2日	令和9年2月1日
新規	30,000	30,000	0	0
充当額	0	0	0	0
差引	30,000	30,000	0	0

①

公的年金からの特別徴収

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

	令和8年10月	令和8年12月	令和9年2月
新規	20,000	20,000	20,000

②

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、

来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

	令和9年4月	令和9年6月	令和9年8月
年金より特別徴収される額	20,000	20,000	20,000

※

※年金特別徴収の方は、原則4月以降も特別徴収が継続されます。

詳しくは3ページ

<例2> 年税額20万円のうち、公的年金に係る税額が12万円、それ以外の所得に係る税額が8万円の場合

- 公的年金に係る税額が<例1>と同様に振り分けられます。
- 公的年金以外の所得に係る税額が、普通徴収の第1期から第4期に振り分けられます。

普通徴収

	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	令和8年6月30日	令和8年8月31日	令和8年11月2日	令和9年2月1日
新規	50,000	50,000	20,000	20,000
充当額	0	0	0	0
差引	50,000	50,000	20,000	20,000

	①年金の分	②その他の分
第1期	30,000円	20,000円
第2期	30,000円	20,000円
第3期	0円	20,000円
第4期	0円	20,000円

この例の場合、10月以降は普通徴収と公的年金からの特別徴収の二種類の方法で納めていただきます。

## イ 2年目以降の方(令和7年度から継続して公的年金から特別徴収される方)

公的年金に係る税額は原則として特別徴収されますが、4月から8月までの金額と10月から翌年2月までの金額に差が出る場合があります。

<例> 公的年金に係る市民税・都民税・森林環境税が24万円の場合

(令和7年度は、公的年金に係る市・都民税が12万円課税されていたとします。)

① 4月から8月までの年金支給時に、前年度の年金税額から算出された2万円ずつが特別徴収されます(これを**仮特別徴収**といいます。)(12万円×1/2=6万円を3回に振り分け)

② 年税額(24万円)から、4月から8月まで特別徴収された税額(6万円)を差し引いた残り(18万円)が、10月から翌年2月までの年金支給時に特別徴収されます(これを**本徴収**といいます。)(24万円-6万円=18万円を3回に振り分け)

公的年金からの特別徴収  
(仮徴収税額)

	令和8年4月	令和8年6月	令和8年8月
年金より特別徴収される額	20,000	20,000	20,000

①

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

	令和8年10月	令和8年12月	令和9年2月
新規	60,000	60,000	60,000

②

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、

来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

	令和9年4月	令和9年6月	令和9年8月
年金より特別徴収される額	40,000	40,000	40,000

③

③ 今年度の公的年金に係る年税額をもとに、翌年度の仮特別徴収税額が決まります。

(24万円×1/2=12万円を3回に振り分け)

仮特別徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
$(\text{前年度分の公的年金に係る年税額} \times 1/2) \times 1/3$			$(\text{特別徴収年税額} - \text{仮徴収税額}) \times 1/3$		

※年税額は、収入金額だけでなく、扶養の状況や医療費控除などの金額によっても変わってきますので、毎年一定になるとは限りません。

※公的年金等所得以外の所得がある場合は、例示の計算方法にあてはまらないことがあります。

## ウ 令和7年度に公的年金からの特別徴収が途中で中止された方

公的年金からの特別徴収は、年の途中で税額変更があった場合や、介護保険料の特別徴収中止等の理由により中止されることがあります。前年度に公的年金からの特別徴収が中止された方は、「ア初年度の方」と同じ徴収方法になります。

## エ 税額決定により、公的年金からの特別徴収が変更・中止となる方

令和7年度から継続して公的年金から特別徴収されていた方のうち、今回の通知書による税額決定により、特別徴収が変更・中止となる場合があります。

<例> 令和8年度の公的年金に係る市民税・都民税・森林環境税が3万円の場合

(令和7年度は年金から12万円特別徴収されているとします。)

① 前年度の本徴収税額の決定と併せて、今年度の仮特別徴収税額が決定しています。

例) 令和7年度納税通知書記載内容

公的年金からの特別徴収

徴収方法	徴収月	前回通知税額(円)	今回通知税額(円)
仮特別徴収	令和7年 4月		10,000
	6月		10,000
	8月		10,000
特別徴収	10月		30,000
	12月		30,000
	令和8年 2月		30,000

徴収方法	徴収月	今回通知税額(円)
次年度 仮特別徴収	令和8年 4月	20,000
	6月	20,000
	8月	20,000

例) 令和8年度納税通知書記載内容

公的年金からの特別徴収

	令和8年4月	令和8年6月	令和8年8月
年金より特別徴収される額	20,000	10,000	

※令和7年11月より納税通知書のデザインが変更となったため、令和7年度納税通知書は旧デザイン、令和8年度納税通知書は新デザインで作成しております。なお、デザインは異なりますが、内容に差異はございません。

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、

来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

	令和9年4月	令和9年6月	令和9年8月
年金より特別徴収される額			

② 今年度の税額決定により、年間の年金特別徴収税額が3万円となった場合、前年度に決定した仮特別徴収税額より小さくなるため、令和8年6月の仮特別徴収税額が変更となります(※このように、前年度決定していた仮特別徴収額が、今年度の税額決定により変更となることがあります。)

③ 6月の年金支給時には、前年度の決定のとおり2万円が特別徴収されるため、超過分の1万円が還付となります。特別徴収は6月で中止となります。なお、還付通知書の送付までに、2カ月ほどお時間をいただきますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

※公的年金等所得以外の所得がある場合は、例示の内容にあてはまらないことがあります。

## オ 1月から3月までに府中市から転出された方

8月までの仮徴収は継続されますが、本徴収はされません。

8月まで徴収された税額を差し引いた残りは普通徴収で納めていただきます(第3期、第4期に振り分けられます。)

なお、4月以降にご転出された方は本徴収まで継続となります。